

グループホームうすだ愛の郷運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐久平福祉会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 利用者及びその家族に対し、指定認知症対応型共同生活介護サービス（以下「介護サービス」という）の内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 - 4 適切な介護技術を持って介護サービスを提供する。
 - 5 常に提供した介護サービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	グループホームうすだ愛の郷
所在地	長野県佐久市田口 4742 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員は次のとおりで、介護保険法の定める人員に関する基準による。

職員の職種	員数	業務内容
ホーム長（管理者）	1名(常勤兼務)	施設の運営・管理
計画作成者	2名（常勤兼務） ※1名は介護支援専門員	認知症対応型共同生活介護計画の作成
介護職員	12名以上	利用者の介護全般
看護職員	1名以上	入居者の看護・介護全般

(利用定員)

第6条 利用定員は、1ユニット9名とし、2ユニットで18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上のお世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

以上、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供する。

(介護計画の作成)

- 第8条 介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。また、介護計画書を利用者に交付する。
 - 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等の受領)

- 第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。詳細については、別紙「重要事項説明書」に明記のとおりとする。
- 2 前1項の支払いを受ける額のほかに、食材料費、理美容代、おむつ代やその他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる利用料は、別紙「重要事項説明書」ら明記のとおりとする。

(入退居に当たっての留意事項)

- 第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者（要支援2）であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 自傷他害のおそれがないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。
 - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(介護サービスの取扱い方針)

- 第11条 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
 - 3 介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないように配慮して行う。
 - 4 介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に、介護サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明をする。
 - 5 本事業所は、介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急のやむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。
なお、身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊

急やむを得ない理由を記録するなど、適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとする。

6 本事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じる。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員等の職員に周知徹底を図る。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(秘密保持等)

第12条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者・家族の個人情報をを用いる場合は利用者や家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得る。

(苦情処理)

第13条 本事業所は、提供した介護サービスに関する利用者や家族からの苦情に敏速にかつ適切に対応するために、苦情を受けけるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録する。

- 2 本事業所は、提供した介護サービスに等に関し、行政が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは行政の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して行政が行う調査に協力するとともに、行政から指導または助言を受けた場合は、指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 3 本事業所は、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導または助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第14条 本事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

- 2 本事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 3 本事業所は、事故の状況及び講じた措置について記録し、発生の事実およびその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努める。

(衛生管理)

第15条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 指定認知症対応型共同生活介護にかかる第三者評価事業を原則1年に1回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

- 2 従事者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人佐久平福祉会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 1年10月1日に改定する。(介護報酬改定と見直しにより変更する)

グループホームうすだ愛の郷「重要事項説明書」

グループホームうすだ愛の郷のサービスの提供にあたり、介護保険法に関する認知症対応型共同生活介護の「サービスの人員、設備及び運営に関する基準」に基づいて、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人 佐久平福祉会
代表者名	理事長 柳澤 陽子
所在地・連絡先	長野県佐久市長土呂 158 番地 1 電話 0267-66-7010

2. 事業所（ご利用施設）の概要

ホームの名所	グループホーム うすだ愛の郷
ホームの所在地	長野県佐久市田口 4742 番地 1
管理者名	荻原 典子
電話番号・FAX番号	電話 0267-82-8870 ファックス 0267-82-8871
事業の種類・定員	認知症対応型共同生活介護 18名
指定年月日・指定番号	平成17年4月1日 指定番号 2071700641

3. 事業の目的と運営の方針

「基本的人権を尊重した、安心して尊厳のある生活」を基本理念とし、認知症のある要介護高齢者と共になじみの環境を整え、穏やかに、和やかに、安全で安心な日常生活を支援していきます。

4. 施設の概要

(1) 敷地及び建物の概要

敷地	2532.0 m ²
建物	構造 鉄骨構造の1階建
	延べ床面積 564.53 m ²

(2) 居室及び主な設備

居室・設備の種類	室数等
入所定員	18名（9名×2ユニット）
居室	一人部屋；18室
食堂・リビング	2室（各ユニットごとに）
浴室	2室（個浴）

5. 職員の勤務体制（数字は標準的な員数）

(1) 職員の員数及び業務内容

従事者の職種	員数	業務内容
ホーム長（管理者）	1名	施設の運営・管理
看護職員	1名以上	入居者の看護・介護全般
介護職員	12名以上	入居者の介護全般
計画作成担当者	2名以上（兼務） （1名は介護支援専門員）	認知症対応型共同生活介護計画の作成等

(2) 職員の基本的な勤務時間

従事者の職種	勤務時間
ホーム長（管理者）	8：30～17：30（早出・遅出・夜勤の勤務もあり）
看護職員	8：30～17：30（早出・遅出・夜勤の勤務もあり）
介護職員	早出（7：00～16：00） ※基本的な勤務時間 日勤（8：30～17：30） 遅出（11：00～20：00） 夜勤（16：00～9：00） ※夜勤帯は職員2名の勤務です
計画作成担当者	8：30～17：30（早出・遅出・夜勤の勤務もあり）

6. 当ホームが提供するサービスの概要（介護保険給付サービス）

① 食事

- ・栄養並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間の目安)

朝食 7：00～ 8：00

昼食 12：00～13：00

夕食 18：00～19：00

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。（年末年始は、この限りではありません）

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 着替え・整容等

- ・ご利用者個々の生活リズムを考えて、適切な着替え、整容が行われるよう支援します。

⑤ 健康管理

- ・看護・介護職員が、日常的な健康管理を行います。

⑥ 生活リハビリテーション

- ・日常生活の中での機能訓練を行います。

⑦ 相談及び助言

- ・ご利用者及びそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

⑧ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、ご利用者個々の状態を考慮しながら、離床に配慮します。

⑨ 社会生活上の便宜の供与

- ・趣味・教養・娯楽活動の機会の提供、行政機関等に対する手続き代行、ご家族との交流の機会の提供、外出の機会の確保

7. サービス利用上の注意事項

当ホームには、他にも大勢のご利用者の方がいらっしゃいます。他の方の迷惑にならないように、次の事項についてご留意して下さい。これらの項目に再三にわたって違反する場合は、退居となります。

来訪・面会	・面会時間は、原則 9:00～19:00 です。その都度、面会受付用紙の記入をお願いします。 ・感染症の流行時期等に面会の制限を行う場合があります。
-------	---

外出・外泊	・外出・外泊の際には、必ず行先と帰所時間を開始日の前日までに職員に申出て、所定の用紙に記入して下さい。(外泊は月6日迄です) ・感染症の流行時期等に外泊・外出の制限を行う場合があります。
医療機関への受診	・疾病等の程度により入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて配慮します。職員による介添えが困難な場合には、ご家族等による対応をお願いする場合があります。
持ち込み品	使いなれた馴染みの物（筆筒、箸、茶碗、湯飲み等） ※貴重品は、ご遠慮ください。
居室・設備・器具の利用	・無断利用は禁止します。職員の許可を得てください。これに反した利用により破損等が生じた場合、賠償していただく事があります。 ・居室等を故意に又は著しく汚損・破損した場合には、自己負担により原状に復帰していただくか相当の代価をお支払いいただく場合があります。
火気の取扱い	・火気の利用は原則禁止します。
喫煙・飲酒	・建物内は禁煙です。(喫煙は指定の場所をお願いします) ・飲酒は可能ですが他の入居者の迷惑にならない程度でお願いします。
迷惑行為等	・騒音振動等、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
宗教・政治活動	・ホーム内で、他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。なお、個人の範囲内での信条、宗教を制限するものではありません。
ペットの持込み	・施設内へのペットの持込みは、原則的にお断りします。

8. 利用料金

(1) 利用料金の内容

別表1 グループホームうすだ愛の郷 利用料金表のとおりです。

(2) 利用料金の支払い方法

別表1の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算しご請求しますので、翌月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

☆ 口座引き落とし銀行 八十二長野銀行

イ. 下記指定口座への振り込み (振り込み手数料はご契約者負担でお願いします)

☆ 八十二長野銀行 岩村田支店 普通預金 口座番号 743768

口座名義人 グループホームうすだ愛の郷 理事長 柳澤 陽子

ウ. 窓口での現金支払い

※ 基本的には、「自動引き落とし」でお願いします。

9. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

① 協力医療機関

○ 佐久総合病院 (佐久市臼田 197)

○ わかば内科クリニック (佐久市中込 3284-2)

② 協力歯科医療機関

○ あべ歯科医院 (佐久市岩村田 636-6)

10. 緊急時の対応

当ホームは、ご利用者の病状の急変等に備えるための協力医療機関やバックアップ施設として、次の医療機関と当法人の福祉施設で対応します。

- ・ 佐久総合病院 ・ わかば内科クリニック
- ・ 特別養護老人ホーム佐久穂愛の郷 ・ 特別養護老人ホーム佐久平愛の郷
- ・ 介護老人保健施設愛の郷

11. 重度化した場合における対応に係る指針

(1) 緊急時における連携体制

緊急を要する際は、協力病院である佐久総合病院やわかば内科クリニックの医師と当ホームの職員と連携を図り、早急に治療が受けられ体制をとっています。

(2) 重度化した場合の対応

ご利用者の状態変化により、ホームでの生活が困難となった場合は、必要に応じて下記のような対応をします。

- ・ 連携施設（老人保健施設・特別養護老人ホーム・病院）等への入所・入院の支援
- ・ その他の施設への入所の支援
- ・ 在宅介護での居宅ケアマネジャーとの連絡・調整の支援

(3) 終末期の対応について

上述のとおり、ご利用者の状態の変化に伴いホームでの対応が困難となった場合は、しかるべき医療機関、介護保険施設等への入院、入所に係る支援をさせていただきます。ホームでの看取りを希望される場合、その意思がご利用者、ご家族共に明確で、ご家族の協力が得られるなど、ホームでの対応が可能であると判断した場合はその限りではありません。

その際は、医師からご利用者の様態を説明し、ご利用者あるいは後見人より本人の意思及び、ご家族の意思を確認させていただきます

12. ホームを退居していただく場合（契約の終了）

当ホームの契約では契約が終了する期日は定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事ができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退居していただくことになります。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立及び要支援1と判定された場合
- ② 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ ホームの滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間内であっても、ご契約者は当ホームからの退居を申出することができます。その場合には、退居を希望する7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解除し、ホームを退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外のサービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合

- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型共同生活介護を実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つける場合、又は著しい不信行為、その他本契約に継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入居者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約に継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけること、又は著しい不信行為（セクシャルハラスメント等）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヵ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護福祉施設等に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ ご契約者に高度な医療の提供が必要な状態になり、当ホームにおいて対応が困難であると判断された場合

※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について

当ホームに入居中に、医療機関への入院の必要が生じた場合は、以下のとおりです。

① 3ヵ月以内の入院の場合

ご契約者の心身の状況により、当ホームでの受入れが可能な場合は、退院後再びホームに入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金（家賃と入院時費用）をご負担いただきます。

② 3ヵ月以内の退院が見込まれない場合や高度な医療行為が必要になった場合

3ヵ月以内の退院が見込まれない場合や、高度な医療行為が必要になったことで当ホームでの対応が困難な場合には、ご契約者やご家族等と協議の上、契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退居のための援助

ご契約者が当ホームを退居する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助・必要書類の提示をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院若しくは診療所又は介護老人福祉施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

13. ご利用者が死亡されたとき

死亡された時点において、当ホームとの契約は終了となり速やかにご家族に連絡し、ご家族によりご遺体を引き取っていただきます。

当施設で死亡された場合は、退居処置（死後の処置）費用として、エンゼルセット等の実費をいただきます。

（契約終了後、居室を明け渡さない場合は所定の料金がかかります）

14. 残置物引取人について

入居契約が終了した後も当ホームに残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取らない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当ホームは、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

なお、引渡しに係る費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

15. 事故発生時の対応について

入居中に事故が生じた場合には、速やかに家族や必要に応じて嘱託医、保険者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

なお、当方の過失によりご利用者様に生じた損害については、損害賠償をします。ただし、ご利用者様の故意や過失がある場合は、損害賠償の額を減額することがあります。

16. サービス内容に関する苦情等の相談窓口

○ 当施設入居者様相談窓口

苦情・ご要望・ご意見など、お気軽に下記担当者までご相談下さい。また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

苦情相談受付窓口 ホーム長 荻原 典子

受付時間 8時30分～17時30分

ご利用方法 電話、面接、ご意見箱等の方法があります。

○ その他の苦情相談窓口

社会福祉法人 佐久平福祉会本部 電話 0267-66-7010

第三者委員 浦山 徹 電話 0267-67-5611

白鳥 小百合 電話 0267-23-5083

佐久市（高齢者福祉課） 電話 0267-62-2111

臼田地区地域包括支援センター 電話 0267-82-8200

長野県国民健康保険連合会 電話 026-238-1580

17. 第三者評価の受審の状況

- ・ 第三者評価の実施の有無 有
- ・ 実施日 2024年7月19日
- ・ 評価機関名 コスモプランニング有限会社
- ・ 評価結果の開示状況 WAM NET（独立行政法人福祉医療機構）のホームページ

当ホームは、認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項と個人情報の説明を行いました。

令和 年 月 日

社会福祉法人 佐久平福祉会
グループホームうすだ愛の郷

説明者 職名

氏名

印

私は、本書面に基づいてホームから重要事項と個人情報の説明を受け、認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者
(入居者)

住所.....

氏名..... 印

身元引受人
(家族代表者)

住所.....

氏名..... 印

代理人
(選任した場合)

住所.....

氏名..... 印

介護・診療情報の提供及び個人情報の保護に関するお知らせ

当施設（事業所）は、利用者様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）及び個人情報の保護に取り組んでいます。

○ 介護・診療情報の提供

- ◆ ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、直接、看護師またホーム長に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別な手続きは必要ありません。

○ 介護・診療情報の開示

- ◆ ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく相談窓口（事務室）に開示をお申し出ください。開示・謄写に必要な実費をいただく場合がありますので、ご了承ください。

○ 個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆ 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ◆ 当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

○ 個人情報の利用目的

- ◆ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的（詳細は別紙）の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆ サービスの提供のために利用する他、施設運営、教育、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。
- ◆ 当施設は介護やリハビリテーションを学ぶ学生等の教育・実習施設となっており、研修・養成の目的で学生等が診療、看護、介護等に同席する場合があります。
- ◆ 無断外出等により行方不明となった場合の捜索協力機関への写真・氏名・特徴等の情報提供することがあります。

○ ご希望の確認と変更

- ◆ 入居の予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者様ご本人に連絡する場合があります。但し、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡致しません。（連絡しない場合の署名欄_____）
- ◆ 居室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出ください。但し、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。（望まない場合の署名欄_____）
- ◆ 電話あるいは面会者からの、部屋等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出ください。（望まない場合の署名欄_____）
- ◆ 施設広報誌又はホームページ等に写真掲載を望まない場合は、お申し出ください。（望まない場合の署名欄_____）
- ◆ 一度出されたご希望はいつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出ください。

○ 相談窓口

- ◆ ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。
個人情報保護相談窓口 荻原典子

平成30年4月1日改定
グループホームうすだ愛の郷 ホーム長 荻原典子

個人情報の利用目的

グループホームうすだ愛の郷では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔特別養護老人ホーム内部での利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち

－入退所等の管理

－会計・経理

－事故等の報告

－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

－検体検査業務の委託その他の業務委託

－家族等への心身の状況説明

- ・ 介護保険事務のうち

－保険事務の委託

－審査支払機関へのレセプトの提出

－審査支払機関又は保険者からの照会への回答

- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち

－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

－当施設において行われる学生の実習への協力

－当施設において行われる事例研究

－施設の広報誌やホームページ等の写真等の掲載

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・ 当施設の管理運営業務のうち

－外部監査機関への情報提供

別表 1

グループホーム うすだ愛の郷の利用料金表

(1) 介護保険対象分費用

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護のサービス料に係る利用者負担金額です。

< 1 割負担の場合 >

(円)

	要支援2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護5
1 日の利用料金	7,490	7,530	7,880	8,120	8,280	8,450
1 日の自己負担額	749	753	788	812	828	845
1 ヶ月 (31 日) の自己負担 分	23,219	23,343	24,428	25,172	25,668	26,195

※ 2 割 (3 割) 負担の場合は、自己負担額が 2 倍 (3 倍) になります。

(2) 加算分の費用

加算の算定については、職員の体制、利用者の心身状態に応じたサービスの提供状況により算定項目が変更されます。

(1 割負担の場合)

加算項目	内 容	自己負担額
初期加算	・入居した日から 30 日に限り加算 ・1 ヶ月以上入院した後、退院して再入居した場合も同様	30 円 (1 日につき)
医療連携体制加算 (介護予防を除く)	・事業所の職員として、又は医療機関・訪問看護ステーションとの連携により、看護師 1 名以上配置している場合	37 円 (1 日につき)
入院時費用	入院後、退院が見込まれて再入居の受け入れ体制を整えている場合 ※1 月に 6 日を限度として	246 円 (1 日につき)
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 70% 以上の場合 ※ (Ⅱ・Ⅲ) との重複算定はなし	22 円 (1 日につき)
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士が 60% 以上 ※ (Ⅰ・Ⅲ) との重複算定はなし	18 円 (1 日につき)
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	常勤職員 75% 以上配置している場合。 ※ (Ⅰ・Ⅱ) との重複算定はなし	6 円 (1 日につき)
看取り介護加算	(1) 看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合 (死亡日以前 31～45 日)	72 円 (1 日につき)
	(2) 看取り介護の体制を整備し、施設内及び在宅で死亡した場合 (死亡日以前 4～30 日)	144 円 (1 日につき)
	(3) 看取り介護の体制を整備し、施設内及び病院で死亡した場合 (死亡日の前日及び前々日)	680 円 (1 日につき)
	(4) 看取り介護の体制を整備し、施設内及び病院で死亡した場合 (死亡日)	1,280 円 (1 日につき)
科学的介護推進体制加算	・利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合 ・必要に応じて介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、サービスを適切かつ有効に提供するために、上記の情報等を活用していること	40 円 (1 月につき) 40 円

協力医療機関連携加算	協力医療機関と連携している	(1月につき)
退居時情報提供加算	医療機関へ退所し、医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て情報を提供した場合	250 円 (1回まで)
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇を改善するために、基本料金と各種加算の合計額の18.6%に相当する額 ※Ⅱとの重複算定はなし	
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護職員の処遇を改善するために、基本料金と各種加算の合計額の17.8%に相当する額 ※Ⅰとの重複算定はなし	

※ 上記以外の加算項目についても、事前にご契約者に説明した上で算定する場合があります。

※ 2割(3割)負担の場合は、上記自己負担額が2倍(3倍)になります。

(3) 介護保険対象外費用

- ① 家賃(月額) 47,000円/月(1ヵ月に満たない場合は日割り計算します)
- ② 食材費(1日あたり) 1,400円/日
- ③ 管理費(月額) 26,000円/月(光熱水費、修繕費、寝具リース代等:1ヵ月に満たない場合は日割り計算します)
- ④ その他のサービス費用 500円/月(立替金管理費)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

- 1) おむつ代
おむつ代は、実費となります。
- 2) 理髪・美容 … 実費
必要に応じて理美容師の出張による理髪サービスをご利用できます。
- 3) レクリエーション、クラブ活動
ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。… 施設外のレクリエーション等は実費をいただきます。
- 4) 複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録についても閲覧ができますが、複写物を必要とする場合には、実費を負担していただきます。
コピー代 ; 1枚につき10円
- 5) 個人的な電化製品の使用について
居室及び施設内のコンセント使用について、個人的な使用は別途料金を頂きます。
利用料 ; 1製品につき1日あたり50円
- 6) 医療費など
医療費や訪問看護を利用した時の訪問看護費は、実費となります。

7) 契約書に定める所定の料金(居室の明け渡し)

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり)

ご契約者の 要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料金	9,157円	9,197円	9,547円	9,787円	9,947円	10,117円

(料金設定…基本単位+家賃) ※家賃は日割り計算(30日で計算 1,667円)